

副 本

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件







控訴人兼被控訴人（一審被告） 東 京 都

被控訴人兼控訴人（一審原告） 大川原化工機株式会社 外5名

### 証拠申出に対する意見書

令和6年7月23日

東京高等裁判所第14民事部イ（二）C係 御中

控訴人兼被控訴人（一審被告）東京都指定代理人	大	塚	啓	高	
同	秦	野	大	史	
同	寺	本	孝	規	
同	嶺		翔	士	
同	布	川	尚	基	
同	小	野	寺	悠	

一審被告都は、一審原告らの令和6年4月1日付け証拠申出書（以下「本件証拠申出書」という。）における証人尋問の申出に対し、以下のとおり、意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書で新たに用いるもののほかは、一審被告都の従前の例による。

## 第1 意見の要旨

本件証拠申出書における一審原告らの証拠申出は、却下されるべきである。

## 第2 理由

### 1 ■■■警部補について

(1) 一審原告らは、証すべき事実について、①経産省と外事一課の打合せのうち、■■■警部補が参加した平成30年1月以降の打合せに関し、「警視庁公安部の作成した捜査メモ（甲166の9～13、甲184）の作成経過、同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容その他関連事実」、②外事一課員が検察官に対して行った相談のうち、■■■警部補が参加したものに、「警視庁公安部の作成した検事相談メモ（甲176の1～9）の作成経過及び検事相談の内容その他関連事実」とした上で、■■■警部補の証人尋問の申出をしているが（本件証拠申出書2ページ）、上記①、②のいずれについても、これを証することを目的として■■■警部補の証人尋問を実施する必要性は認められない。以下、詳述する。

(2) まず、一審原告らは、外事一課員が経産省との打合せにおいて経産省担当者から聴取した内容及び同聴取内容を記載したメモの作成経過を証すべき事実として挙げ、当時、同打合せに参加していたとする■■■警部補の証人尋問の申出をしている（上記(1)①の事実）。

しかしながら、そもそも本件要件ハに関する経産省の有権解釈（公的見解）については、外事一課長から捜査関係事項照会を受けた安保管理課長の

回答（丙3号証）のほか、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛ての回答（丙25号証）及び調査嘱託回答によって明らかとなっており、■■■■補佐及び■■■■検査官も、原審の証人尋問において、打合せにおける発言は経産省の正式な回答ではなく、飽くまでも個人的見解や意見である旨を証言しているのであるから（■■■■7、19、20、27ページ、■■■■3、4、11、12ページ）、経産省と外事一課の担当者間の打合せ内容を明らかにしたところで、本件要件ハに関する経産省の有権解釈（公的見解）に係る上記の証拠及び証言の評価が変わるものではない。

この点をおくとしても、打合せにおいて外事一課員が経産省担当者から聴取した内容とは、すなわち経産省担当者の発言内容を指すものであるところ、当時の経産省担当者である■■■■補佐及び■■■■検査官は、原審の証人尋問において、打合せで自身が発言した内容、同発言の趣旨や意図について明確に陳述及び証言をしているのであり（丙38号証、乙14号証、■■■■1、2、13、18ないし20、23ないし25、27ないし33、36、37ページ、■■■■1ないし13、17ないし20、27、28、33ないし37ページ）、発言者たる■■■■補佐及び■■■■検査官自身の発言内容及びその趣旨や意図が既に明らかとなっている以上、かかる発言を聴取した者に対して重ねて尋問を行う必要性がないことは明らかである。

さらに、■■■■警部補は、原審で証人として採用されており、原審の証人尋問において、自身が参加したとする経産省との打合せ（平成30年1月16日、同月26日、同年2月2日、同月8日）について、聴取した内容や同聴取内容をメモに記載したことなどに関する自己の認識を証言しており（■■■■6、7、12、14ないし18、25、26、34、35ページ）、かかる証言内容は本件証拠申出書において一審原告らが証すべきとする事実と重複するものと認められ、この点からしても、■■■■警部補につき、重ねて証人尋問を行う必要はない。

(3) また、一審原告らは、本件各事件に係る検事相談において外事一課員が検察官から聴取した内容、同聴取内容を記載した検事相談メモの作成経過を証すべき事実として挙げ、当時、検事相談に参加していたとする■■■■警部補の証人尋問の申出をしている（上記(1)②の事実）。

しかしながら、検事相談において、外事一課員からの相談に対応し、捜査方針等について発言したと認められる■■■■検事は、原審の証人尋問において、同相談時の具体的なやり取りについて明確に証言をしているのであるから（■■■■2、11ないし15、18、19、21、22、29、34、35ページ）、同相談に立ち会い、メモを作成したにすぎない■■■■警部補の証人尋問を、重ねて行う必要はない。

さらに、■■■■警部補は、原審の証人尋問において、■■■■検事に対する相談内容や同相談を受けた■■■■検事の発言等に関する自己の認識についても証言しており（時友10、11、22ないし30、39、40ページ）、かかる証言内容は本件証拠申出書において一審原告らが証すべきとする事実と重複するものと認められるのであるから、この点においても、■■■■警部補につき、重ねて証人尋問を行う必要はない。

加えて、一審原告らは、東京地方検察庁■■■■検事（■■■■検事の前々任の担当検察官。以下「■■■■検事」という。）及び同庁■■■■検事（■■■■検事の前任の担当検察官。以下「■■■■検事」という。）に対する検事相談の内容についても証すべき事実として挙げるが、本訴の争点である「本件要件ハ捜査機関解釈を前提に本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たると判断したことが不合理といえるか」（原判決15ページ）との関係において■■■■検事及び■■■■検事は、本件勾留請求や本件公訴提起に係る判断をした検察官ではないから、■■■■検事及び■■■■検事が検事相談においていかなる発言をしたのかについては、そもそも争点との関連性が認められない。

また、一審原告らが、検事相談が行われたことの根拠として引用する検事

相談メモを見ると、令和2年4月3日及び令和3年7月21日に行われた検事相談（甲176号証の8及び9）については、          警部補はそもそも参加すらしていないのであるから、この点に関する証すべき事実は同人の証人尋問によって明らかになるものではない。

- (4) したがって、原審で採用された          警部補の証人尋問を、当審において改めて行う必要はない。

## 2           について

- (1) 一審原告らは、証すべき事実を、経産省と外事一課の打合せのうち、平成30年1月以降、当時外事一課において本件各事件の捜査に当たった                    警部補（以下「          警部補」という。）が参加した打合せに関して、「警視庁公安部が作成した捜査メモ（甲166の9～13）の作成経過、同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容その他関連事実」とした上で、          警部補の証人尋問の申出をしている（本件証拠申出書2及び3ページ）。

- (2) しかしながら、一審原告らが          警部補の証人尋問により証すべきとする事実は、          警部補の証人尋問により証すべき事実①と同一であり、上記1(2)で述べた理由と同様、          警部補についても証人尋問を行う必要はない。

また、一審原告らは、          警部補が、経産省への出向経験を有する立場から経産省との折衝を担当していたことを証人尋問を行う必要性の事情として挙げるものと解されるが（本件証拠申出書3ページ）、          警部補が経産省へ出向していたのは、平成20年4月1日から平成22年3月31日までであり、本件各事件の捜査着手どころか、噴霧乾燥器が規制対象にすらなっていない時期のことなのであるから、かかる出向歴の有無は、経産省から聴取した内容や同聴取内容に係るメモの作成経過に関する事実を証する上で、全く関係のない事情であり、証人尋問の必要性判断に影響を及ぼすものではない。

(3) したがって、          警部補の証人尋問を行う必要はない。

以 上